

神奈川県EV急速充電設備整備費補助金事業計画書

申請者がEV急速充電設備を整備する土地の所有者でない場合に記入

1 補助事業の概要

申請者氏名 (法人等の場合は名称)	〇〇石油株式会社	
設備を設置する土地の所有者 (申請者が土地の所有者ではない場合に記載。法人等の場合は名称)		
設備を設置する施設について (該当する□に「✓」を記載)	名称	〇〇石油□□サービスステーション
	所在地	横浜市中区□△町4-5-6
	種別	<input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 宿泊施設 <input checked="" type="checkbox"/> 給油所 <input type="checkbox"/> 道の駅 <input type="checkbox"/> 事業所 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> マンション <input type="checkbox"/> その他 ()

2 設備の概要

経済産業省補助金の補助対象充電設備型式一覧のとおり記入
 <経済産業省補助金対象設備一覧URL>
https://www.cev-pc.or.jp/hojo/juden_pdf/R4ho/r04ho_juden_jougen_meigara.pdf

EV急速充電設備	メーカー名	〇×電気株式会社
	型式	ABC×-1×2×-〇〇
	出力	50kW
設置する設備の要件	上記の設備は要綱別表6に定める要件を全て満たす設備である	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

3 補助事業に係る補助対象経費の内訳

申請区分 (該当する□に「✓」を記載)	<input checked="" type="checkbox"/> 設備費及び設置工事費 <input type="checkbox"/> 設備費のみ
E V急速充電設備の整備に係る経費 (A) ※値引後の金額で消費税及び地方消費税相当額を除く。	6,000,000円
(うち、本体部分にかかる経費)	3,000,000円
(うち、設置工事にかかる経費)	3,000,000円
国の補助金を受ける場合、その金額 (設備費及び設置工事費) ※ (B)	2,500,000円
補助対象経費 (C = A - B)	3,500,000円
補助対象経費に3分の1を乗じた額 (D = C / 3) (1円未満を切捨て)	1,166,666円
補助上限額 (E) (新規 (追加) は1,000,000円、入替は500,000円又は1,000,000円)	1,000,000円
補助金交付申請額 ((D) 又は (E) のうち、いずれか低い額)	1,000,000円

※設置工事費を申請しない

入替の場合、整備するEV急速充電設備の出力が10kW以上50kW未満の場合は50万円。出力が50kW以上の場合は100万円

4 リースで整備する場合

E V急速充電設備の使用者への還元方法 (該当する□に「✓」を記載)	<input type="checkbox"/> リース料の算定に当たり元本相当額から補助金相当額分の減額 <input type="checkbox"/> 補助金相当額を現金で支払 <input type="checkbox"/> その他 ()
---------------------------------------	--

申請者がリース事業者の場合のみ、補助金相当額の車両の使用者（リース先）への還元方法を記入

○補足：経済産業省補助金の補助金額の算定について

次の1か2のいずれかの方法により算定し、項番3の「国の補助金を受ける場合、その金額（設備費及び設置工事費）※（B）」欄に記入してください。

1 経済産業省補助金の交付決定額が決まっている場合

経済産業省補助金の交付決定通知書の「交付決定額」欄にある「充電設備費」と「設置工事費」を合計した金額としてください。

（設備費のみ県の補助を申請する場合は、「充電設備費」の金額）

→「国の交付決定通知書の写し」を提出してください。

2 経済産業省補助金の交付決定額が決まっていない場合

(1) 設備費

次の①と②を比較し、いずれか低い方の額としてください。

① 経済産業省補助金の補助対象充電設備型式一覧表（※）にある「補助金交付上限額」

※経済産業省補助金の補助対象充電設備型式一覧表

https://www.cev-pc.or.jp/hojo/juden_pdf/R4ho/r04ho_juden_jougen_meigara.pdf

② 見積書上の金額の2分の1又は1分の1

※値引後の金額で消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ

※2分の1又は1分の1の別は、(2)①の別表1-2の「充電設備の補助率」を参照

(2) 設置工事費

ア 工事項目ごとに次の①と②を比較し、いずれか低い方の額を算定

イ 工事項目ごとに算定した上記アの額を合計した金額としてください。

① 経済産業省補助金の「別表1-2 事業ごとの設置工事に係る補助金交付上限額」（※）にある工事項目ごとの上限額

※「別表1-2 事業ごとの設置工事に係る 補助金交付上限額」

https://www.cev-pc.or.jp/hojo/juden_pdf/R4ho/r04ho_juden_jougen_kouji.pdf

② 見積書上の上記①の工事項目ごとの金額